

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第 3 号）（総合企画局プロジェクト推進室）

市長の附属機関として新たに京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会を設置し、その担任する事務、委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 3京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会の項の次に京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会の項を追加し、その担任する事務、委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会	京都駅東部エリアの活性化に係る構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 3京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会の項を次のように改める。

京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会	西陣を中心とした地域の活性化に係る構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	1年
京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会	京都駅東部エリアの活性化に係る構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)